

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年 5月28日(火) 午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(0人)

5. 出席推進委員(24人)

吉田和功  
本田あゆ子  
齊藤光幸  
中西千代志  
鞍本敏男  
渡邊康之  
光永信一  
林田孝介  
矢鉾次義  
山崎嘉智  
有村敏之  
高木 淳  
杉本秀雄  
瀬本浩和  
宮本光治郎

福本啓治  
高橋 豊  
上原 誠  
福間定一  
藤山利秋  
橋本正治  
上村正弘  
上村武敏  
寺本和男

## 6. 議事日程

- |    |        |                              |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第9号  | 農地法第3条（委員会）について              |
| 第2 | 議案第10号 | 農地法第4条（知事）について               |
| 第3 | 議案第11号 | 農地法第5条（知事）について               |
| 第4 | 議案第12号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について      |
| 第5 | 議案第13号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第6 | 議案第14号 | 農用地利用集積等促進計画案について            |
| 第7 | 議案第15号 | 非農地証明願いについて                  |

## 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
主幹兼係長	田中 学
主任	竹見 清之
参事	井上 真由美
主事	村田 茜

## 8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。  
総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。  
御発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言いただきますようお願いいたします。  
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。  
それでは、ただいまから5月の総会を開会したいと思います。  
本日は、欠席の委員はいらっしゃいません。  
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。それでは、5月の農業委員会総会を始めます。  
総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

2番 吉永安圭美委員、3番 平野英明委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田、3万4,923㎡、畑、4,489.52㎡、計、3万9,412.52㎡です。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、昭和。

推進委員

昭和校区担当の齊藤です。先週松本委員と現地確認して参りました。私人の方はお子さんが就職されたため、このタイミングで離農されるということです。そこで規模拡大を考えていた人に相談され、今回の申請となりました。何ら問題はないと思われまます。ご審議方よろしく申し上げます致します。

議長

2番松高

推進委員  
( )

八代・松高地区担当の鞍本です。申請番号2番について説明します。5月26日に倉井委員さんと申請地を確認しました。案件は、譲受人が同居の親である譲り渡し人から申請地を一括して移譲する計画です。譲受人は以前から農業後継者として、周辺農地で農業を営んでいます。申請地は、井揚町の農村地帯で、周辺農地への日照関係、水害等の悪影響などないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

3番龍峯

推進委員

龍峯の光永です。24日森本委員と申請地に行ってきました。申請人は、〇〇〇校区の人で、水稲、レタス、スイートコーンをパートを頼んで作っております。先般アパート用地として、売った代替と規模拡大を考え、自宅まで10分ぐらいのところにある申請2ヶ所分を買うことで合意し、申請となりました。問題ないと思います。審議よろしく申し上げます。

議 長

5 番日奈久

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号5番について説明します。25日、譲受人と橋本委員で現地確認しました。譲り渡し人と譲受人は兄弟であります。譲受人は以前より、この土地を耕作されており、周辺農地への影響はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

6 番東陽

推進委員

東陽地区担当の宮山です。申請番号6番について説明します。5月23日黒田推進委員とともに譲り渡し人立ち会いのもと、現地確認、聞き取り調査を行ないました。相続により取得した農地を親戚関係にある譲受人に売買するといった案件になります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおられ、生姜を作りたいという内容の申請でございます。地元としては、何ら問題ないと考えていますので、ご審議方よろしくお願ひします

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議いたします。今月の申請は3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。

無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、3番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇店の西側にあたり、周りが住宅地で現況造成済みの農地で、住宅の底部分が転用許可を得ていないことが判明したため、今回の申請になりました。何ら問題はないと思います。審議をお願いします

議 長

2番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。5月24日現地を見に行きました。申請地は、県道□□□□□□線に農舎がかかり、農舎を立て替えて、豊表の干し場が不足するということでの農地転用申請です。何も問題はありません。審議の程よろしくお願いたします。

議長

3番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の宮山です。申請番号3番について説明します。この案件について、5月23日黒田推進委員さんと申請地の確認を行ないました。すでに昭和53年頃から個人住宅用として利用されている農地で、農地法違反状態を是正するといった内容になります。これまでも周辺農地への影響はなく、問題はないと思われます。また、無断転用であることから始末書が添付されております。ご審議よろしくお願いたします

議 長

以上の案件につきまして、皆さん、何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから6ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が4件、使用貸借権が1件、合計の5件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

5ページの1番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、一時的に利用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、一時転用許可は可能と判断しました。

なお、転用期間は令和7年6月6日までの1年間となっています。

2番から3番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

4番の案件につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

また、4番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

5番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中西です。申請番号1番について説明します。この案件は令和5年2月29日の総会で可決されたもので、申請地は海士江町の□□□□店より東へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で共同住宅3棟を建築しようとしたところ、西側の道路が狭いため、住民の安全確保の目的で仮設道路を設置したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

2番、太田郷。

推進委員

太田郷・八代担当の渡邊です。申請番号2番から4番についてご説明いたします。申請番号2番、5月26日、有馬委員とともに、申請地の方を確認に参りました。西片町〇〇〇〇〇〇東交差点南へ△△△メートル、新しく造成中の道路沿いにあります受けの方が申請地隣に住宅及び敷地を自宅・事業所として購入されましたが、駐車場が狭いため、申請地を駐車場用地として利用したいとのことでした。周辺には農地がなく、何も問題はないと思われま

す。続きまして3番、中片町□□□□□□南西〇〇〇メートル、△△△中学校と□□□□線を結ぶ道路南側となります。受けの方が住宅を新築するにあたり、所有している宅地では手狭なため、申請地を購入し、宅地を拡張したいとのことでした。周囲は住宅に囲まれ何ら問題はないと思われま

す。続きまして申請番号4番、竹原町〇〇〇〇〇〇西△△△メートル、□□□地区との境になります。受けの方が現在アパート住まいで、〇〇〇〇〇の事業を営んでおられますが、農業用倉庫を借りられて、事務所作業所として利用されておられます。敷地が手狭で、倉庫駐車場が狭いために適地を探されておられました。そこで該当する場所が申請地に見つかりました。申請地を取得されて、駐車場住宅事業所を展開したいとのことでした。買われたときに何ら問題はないと思っておられましたが、一部が無断転用であったため、今回無断転用を解消するための申請となっております。問題はならないと思われま

議 長

5番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。5番について説明します。24日、森本委員と申請人に会って話を聞いてきました。申請人の住宅農舎が△△△△線の歩道拡幅のため、一部買収されましたので、申請地を購入し、家を建てるということです。申請地は、北は農家住宅、西側も農家住宅、東側農家住宅、南側排水路です。そこに住宅、農舎、農業倉庫等を建てる予定です。なお生活排水は浄化槽で処理し、処理水を南側排水路に流すとのこと。問題ないと思います。審議方よろしくお願

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手の全員ということで、認めるものといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第12号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書7ページから29ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が37件、面積は20万8,499㎡、所有権移転が4件、面積は1万1,334㎡です。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月6月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、6月11日、火曜日に実施いたします。

関係する地区は、郡築四番町です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第13号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第13号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書30ページから43ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、貸借権設定が22件で、面積は12万7,537㎡、使用貸借権設定が2件で面積は、2,572㎡、合計の面積は、13万109㎡です。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など各要件を満たしていると判断されます。

議案第13号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。



(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第14号農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書44ページから47ページのとおりに付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が8件です。

受け人、農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第14号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これを農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第15号非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第15号 非農地証明願いについて、議案書48ページのとおりに付議します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が田であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、5月10日に、東陽地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

2番の案件も、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が畑であることが判明しました。

現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、1番案件と同日現地調査を行った結果、非農地と判断しているところでは。

ご審議方お願いいたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、東陽。

推進委員

1番の案件につきましては、先ほど事務局から説明ありましたとおりで、5月10日に私と黒田推進委員さん及び事務局職員で現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としてもなんら問題ないと思われま。

次に2番の案件につきましても、先ほど事務局から説明ありましたとおりで、1番の案件と同日現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としてもなんら問題ないと思われま。よろしくお願ひします

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。

これもちまして5月の八代市農業委員会を閉会開いたします。皆様お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年5月28日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_